

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員
(木造建築科 講師)
採用試験募集案内

◆鳥取県立産業人材育成センター 倉吉校◆

〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目1番地 電話(0858)26-2247
とりネット/鳥取県公式ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsen/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年12月25日(木)から令和8年1月15日(木)まで ◎持参、郵送又は信書便で申込みできます。 ◎持参による場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月27日～1月4日まで)は閉庁日のため受け付けておりません。) ◎郵便又は信書便の場合は1月15日(木)午後5時15分までに届いたものに限り受け付けます。 ◎郵便又は信書便の場合は封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
試験日時	【専門試験】 令和8年1月22日(木)午前9時30分から(詳細は受験票に記載) 【人物試験及び実技試験】 令和8年2月3日(火)午前9時30分から(詳細は受験票に記載) ※専門試験の合格者のみ人物試験及び実技試験を行います。
試験会場	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校(倉吉市福庭町二丁目1番地)
試験結果発表日	【専門試験】 令和8年1月26日(月)(予定) 【人物試験及び実技試験】 令和8年2月6日(金)(予定) ※可否を文書で通知します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
講師	1名	木造建築科訓練生に対する学科、実技等の指導 ・担当教科の基礎学科及び専攻学科に関すること ・担当教科の実習指導 ・生徒の生活指導及び就職支援 ・機械器具等の管理 ・担当訓練の運営に関する事務	産業人材育成 センター 倉吉校

<求める人材>

木造建築科に関する知識・技能を有し、訓練生への訓練・指導が行える者

3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

職 種	必要な資格・免許等
講 師	「建築科」の職業訓練指導員免許を有している者又は採用日前日までにこの免許を取得する見込みの者で、かつ次の①、②、③のいずれにも該当する者 ①技能検定「建築大工」１級以上の資格を保有する者 ②木造建築大工の施工業務について１０年以上の実務経験のある者 ③木造建築士又は２級建築士以上の資格を保有する者

(3) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成１１年１２月８日法律第１５１号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）につくことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
専門試験	35 点	専門知識についての筆記試験（120 分） ※ <u>建築関係法令集（建築士試験に持込み可能なものに限る）の持込みは可能ですが、試験対策の書込等があるものは持込みできません。</u>
人 物 試 験	65 点	個別面接による人物についての口述試験（15 分程度）
実技試験	50 点	指導者として必要な技能についての実技試験（３時間 30 分）

（注）書面による受験資格確認を通過した人のみ、専門試験を受験できます。
専門試験に合格した人に対し、人物試験及び実技試験を実施します。

5 任用期間

令和８年４月１日 から令和９年３月３１日まで（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 時間額 2,850 円 ※県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（６月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和８年４月１日採用の場合の割合 ６月期：100 分の 40 12月期：100 分の 100） ※県一般職の期末勤勉手当の変更に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道２キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、１月当たり 150,000 円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額 1,700 円から 53,100 円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限ります。

休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大１年間に１０日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各８週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤 務 時 間	○週３０時間勤務 ○月曜日～金曜日の毎日（勤務時間；午前８時３０分から午後５時１５分までの間で割り振り） ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日まで）は基本的に休みですが、 年に数回勤務を割り振ることがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（再度の任用４回まで）

7 受験申込手続

提出書類等	① ジョブ・カード 又は履歴書・職務経歴書（１通） ② 関連の資格を証する写し
申 込 み 先	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 総務担当 〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目１番地 電話（０８５８－２６－２２４７）
受験票の交付	申込書類による受験資格確認後受験者を決定し、令和８年１月１６日（金）に郵送します。 令和８年１月２０日（火）正午までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

専門試験と、人物試験及び実技試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

10 試験結果の開示

試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和４年鳥取県条例第２９号）第１４条第１項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から１月間	産業人材育成センター倉吉校

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。なお、開示手続きの詳細については、産業人材育成センター倉吉校までお問合せください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場案内図】



【アクセス】JR倉吉駅から徒歩15分、

バスは（橋津線）倉吉バスセンター下車徒歩3分

（北条線）人材育成センター 前下車徒歩1分